

電子出版物管理規定

1997年12月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

電子出版物管理規定

(1997年12月30日新聞出版署令第11号公布)

- 第1章 総則
- 第2章 製作
- 第3章 出版
- 第4章 複製
- 第5章 輸入
- 第6章 発行
- 第7章 罰則
- 第8章 付則

第1章 総則

第1条 中国の電子出版物の出版産業を発展、繁栄させ、電子出版物に対する管理を強化し、社会主義物質文明及び精神文明を促進するために、「出版管理条例」に基づき本規定を制定する。

第2条 本規定において電子出版物とは、データ信号方式をもち画面及び音声などの信号を編成し加工して磁気、レーザー及び電子などの媒介体に入力して、コンピューター又はその他の類似機能を持つ設備を通じて操作、使用することにより思想を表わし知識を普及させ、文化を累積させるものであり、かつ複製、発行する大衆伝播媒体をいう。その媒体の形態は、FD、CD-ROM、CD-I、Photo-CD、DVD-ROM、ICCard及び新聞出版署が認定するその他の媒体形態を含む。

電子出版物の製作、出版、複製、輸入、発行は本規定を適用する。

コンピューター設備又はその他の商品を販売するにあたり、電子出版物を景品として贈る場合は、本規定を適用する。

電子出版物の展示会、販売会、注文会を催す場合は、本規定を適用する。

第3条 新聞出版署は全国の電子出版物管理業務を主管する。その主要な職権は次の通りである。

- 1、電子出版物事業の発展計画、産業政策、業界基準の制定及び施行の指導に責任を負う。
- 2、電子出版物の出版、複製、卸売組織の設立を審査、許可する。
- 3、電子出版物の輸出入事業を管理する。
- 4、全国の電子出版物の市場管理事務を指導し監督する。違法なもの、禁止される電子出版物を検査し処罰する。

5、国務院が権利を与えるその他の事務。

省、自治区、直轄市の新聞出版局は本行政区における電子出版物の管理事業に責任を負う、電子出版物の卸売り、小売、賃貸借組織の設立を審査し許可する。違法なもの、禁止される電子出版物を検査し処罰する。

電子出版物経営組織の上級組織又は主管部門は、国の関係規定に従い所属する電子出版物経営組織の経営活動に対し、監督を行わなければならない。

第4条 電子出版物業界の社会团体はその定款に基づいて、出版行政管理部門の指導の下

で自律管理を行う。

第5条 電子出版物の経営活動は、憲法及び関係法律、法規を遵守しなければならない、人民及び社会主義事業に奉仕する方向を堅持し、マルクス、レーニン主義、毛沢東思想及び鄧小平理論の指導性を堅持し、民族の素質の向上、経済発展及び社会の全面的進歩に有益である一切の科学技術及び文化知識を伝播し累積させ、民族の優秀文化を高揚し、国際文化交流を促進し、人民の精神生活を豊富なものにする目的をもつ。

第6条 電子出版物は次の内容を含んではならない。

- 1、憲法が確定した基本原則に違反すること。
- 2、国家の統一、主権及び領土の完全性に危害を及ぼすこと。
- 3、国家の安全、荣誉及び利益に危害を及ぼすこと。
- 4、民族の分裂を扇動し、少数民族の風俗慣習を侵害し、民族の団結を破壊すること。
- 5、国家秘密を漏洩すること。
- 6、淫靡、迷信を宣伝し又は暴力を称賛し、社会に対する公德及び民族の優秀文化伝統に危害を及ぼすこと。
- 7、他人を侮辱し又は誹謗すること。
- 8、法律、法規により禁止されるその他の内容を有すること。

第7条 未成年者を対象とする電子出版物には、未成年者に社会に対する公德違反行為及び違法犯罪行為を模倣させる誘発内容、未成年者の心身上の健康を侵害する恐怖、残酷などの内容を有してはならない。

第8条 国は電子出版物の出版、複製、輸入、発行に対して許可証制度を実施する。

いかなる組織又は個人も、許可を得ずに前項に定める電子出版物の経営活動に従事してはならない。

電子出版物経営組織はその営業場所で許可証を公示しなければならない、かつ関係行政管理部門の検査を受ける。

電子出版物経営組織は、出版行政管理部門の認可した経営範囲を超えて電子出版物の経営活動をしてはならない。

第2章 製作

第9条 出版行政管理部門は電子出版物の製作業務に従事する組織に対して届出制度による管理を行う。

第10条 電子出版物製作組織は所在地の工商行政管理部門で設立登記を行う後、60日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に届け出なければならない、かつ省、自治区、直轄市の新聞出版局が新聞出版署に報告する。

電子出版物製作組織が届出をする場合は、次の文書、証書を提出しなければならない。

- 1、申請書。申請書には製作組織の名称、所在地、企業種類、主要責任者又は法定代表者の氏名及び住所を明記しなければならない。
- 2、営業許可証。
- 3、製作組織の定款。
- 4、主要責任者又は法定代表者の専門職務証明書及び身分証明書。

第 11 条 電子出版物製作組織は名称、所在地、企業形態、定款、主要責任者又は法定代表者などを変更する場合は、本規定第 10 条の規定に従い改めて届出手続きをしなければならない。

第 12 条 電子出版物製作組織の経営活動が終止する場合は、経営活動の終止日から 30 日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に通知しなければならない、かつ省、自治区、直轄市の新聞出版局が新聞出版署に報告する。

第 13 条 電子出版物製作組織は電子出版物の出版組織の委託を受け電子出版物を製作することができ、自ら製作した作品を電子出版物の出版組織に提供して出版の審査認定を求めるともできる。

電子出版物製作組織が委託を受ける場合は、委託者と製作委託契約を締結しなければならない。

第 14 条 電子出版物の出版組織は電子出版物を製作することができる。

電子出版物の出版組織は届出手続きをしていない電子出版物製作組織に電子出版物の製作を委託してはならない。

第 15 条 電子出版物製作組織、出版組織は香港特別行政区、マカオ、台湾地区又は外国顧客の委託を受け電子出版物を製作するに当たり、その内容資料を所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に提出し審査認可を求めなければならない、認可を受けた後、製作をすることができる。

第 3 章 出版

第 16 条 新聞出版署は全国の電子出版物の出版組織の総数、構成、分布の計画を制定し、電子出版物の出版事業の発展を指導し調整する。

第 17 条 電子出版物の出版組織を設立するにあたり、次の条件を備えなければならない。

- 1、出版組織の名称、定款を有すること。
- 2、新聞出版署が認定した設立者及び必要な上級主管部門を有すること。
- 3、確定した業務範囲を有すること。
- 4、必要な資金及び設備を有すること。
- 5、固定の作業場所を有すること。

6、業務範囲に必要な組織機構を有し、電子出版物の出版業務かつ編集に精通しているコンピューター及び相応の機械專業の中級以上の資格をもつ専門要員が 6 名以上おり、またその主要責任者又は法定代表者が高級資格を有していなければならない。

電子出版物の出版組織の設立を審査・認可する場合は、前項に記載する条件に合致するほかに、電子出版物の出版組織の総数、構成、配置に関する計画に符合しなければならない。

第 18 条 電子出版物の出版組織を設立するにあたり、設立者は所在地の省・自治区・直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない、省・自治区・直轄市の新聞出版局の審査・同意を得て、新聞出版署に審査・認可を求める。

第 19 条 電子出版物の出版組織の設立を申請する場合は、次の文書・証書を提出しなければならない。

1、申請書。申請書には出版組織の名称、所在地、所有形式、資金の出所及び金額、出版組織の主要責任者又は法定代表者の氏名及び住所、出版組織の上級主管部門、設立者の名称及び住所を明記しなければならない。電子シリーズ出版物の出版組織を設立する場合は、申請書には、出版物の名称、出版期間、媒体形態を明記しなければならない。

2、主管部門の認可証書。

3、出版組織の定款。

4、出版組織の主要責任者又は法定代表人及び本規定第 17 条が定めるその他の要員の専門資格証明書及び身分証明書。

5、資金信用証明書。

6、作業場所の使用証明書。

第 20 条 新聞出版署は申請を受理した日から 180 日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ省、自治区、直轄市の新聞出版局が書面により設立者に通知する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第 21 条 電子出版物の出版組織の設立申請が新聞出版署の認可を得た後、設立者は認可決定通知を受け取った日から 60 日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局で登記手続きをし、「電子出版物出版経営許可証」を受領する。

電子出版物の出版組織は登録をした後、「電子出版物出版経営許可証」を持参して法により所在地の工商行政管理部門で営業許可証を受領する。

第 22 条 電子出版物の出版組織が登録の日から 180 日を過ぎても出版活動を行っていない場合は、省、自治区、直轄市の新聞出版局は抹消登記を行い、かつ新聞出版署に届け出る。

不可抗力又はその他の正当な理由により前項に記載する情状を生じた場合は、電子出版物の出版組織は省、自治区、直轄市の新聞出版局に延期を申請することができる。

第 23 条 電子出版物の出版組織は名称、業務範囲、所有形式、設立者、主管部門を変更し、合併又は分割し、並びに電子シリーズ出版物の名称、出版期間、媒体形態などを増加又は変更する場合は、本規定第 18 条、第 19 条の規定に従い改めて審査・認可手続きを行わなければならない。

電子出版物の出版組織は所在地、主要責任者又は法定代表人を変更する場合は、設立者及びその上級主管部門の審査認可を経て所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に変更登記を申請しなければならない。かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局が新聞出版署に届け出る。

第 24 条 電子出版物の出版組織の出版活動が終止する場合は、経営活動の終止日から 30 日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局で抹消登記手続きを行い、かつ新聞出版署に届出なければならない。

第 25 条 新聞出版署及び省、自治区、直轄市の新聞出版局は、出版組織の出版活動に対して日常監督管理を強化しなければならない。電子出版物の出版組織は規定に従い、出版活動の状況につき出版行政管理部門に書面による報告を提出しなければならない。

第 26 条 シリーズでない電子出版物を出版する場合は、必ず規定により中国基準順序番号を使用しなければならない。電子シリーズ出版物を出版する場合は、必ず規定により中国基準週刊番号及び国内週刊統一番号を使用しなければならない。

電子出版物の専用中国基準順序番号、専用中国基準週刊番号及び国内週刊統一番号は、その電子出版物類型に相応する電子出版物の出版にだけ用いなければならない。図書及びその他の種類の出版物の出版に用いてはならない。出版物に付属するハンドブックは単独に値段を定め販売してはならない。

内容が同一で媒体形式、格式、版式が異なるシリーズでない電子出版物は、それぞれ各自の中国基準順序番号を採用しなければならない。

第 27 条 電子出版物を出版する者は、電子出版物及びその表紙の目立つ位置に出版者の名称、所在地、基準順序番号、週刊統一番号及びコード、発行日、出版期間、著作権者の氏名及びその他の関係事項を明記しなければならない。著作権許諾方式により電子出版物を輸入する場合は、出版許可証番号及び著作権許諾契約登記証番号を明記しなければならない。

電子出版物は国の技術、品質基準及び規範要求に符合しなければならない。

第 28 条 電子出版物の出版組織は編集者責任制度を実施する。それにより電子出版物の内容が本規定に符合することを保証する。

合法的電子出版物は法的保護を受ける。いかなる組織又は個人も不法に電子出版物の出版を干渉、阻止、又は侵害してはならない。

電子出版物の出版組織でない者は、勝手に出版活動をしてはならない。

第 29 条 電子出版物の出版組織はいかなる形式によってもいかなる組織又は個人に本組織の名称、基準順序番号、週刊統一番号を譲渡、賃貸借、又は売却してはならない。

第 30 条 いかなる組織及び個人も出版組織又はシリーズ出版物の名称を偽造し盗用して電子出版物を出版してはならない。

第 31 条 中学校、小学校の教科書は国家教育委員会が審査認定し、又は審査認定の機構を組織して、新聞出版署又は省、自治区、直轄市の新聞出版局が指定した電子出版物の出版、複製、発行組織がその出版、複製、発行を担当する。

第 32 条 電子出版物の出版組織の出版計画及び国の安全、社会的安定などの面に関する重大な課題の確定は、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局を通じて新聞出版署に届出をしなければならない。

第 33 条 電子出版物の出版組織は直接又は間接に香港特別行政区、マカオ、台湾地区或いは外国の著作権者の許諾を得て電子出版物を出版するにあたり、内容資料を所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に提出して審査同意を受けた後、新聞出版署に送付し輸入出版許可証を受領しなければならない、かつ著作権許諾契約を省、自治区、直轄市の著作権局に届け、登記証を取得した後、出版をすることができる。

新聞出版署は審査・認可文書を受取った日から 45 日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。

第 34 条 電子出版物の出版組織は香港特別行政区、マカオ、台湾地区又は外国の機構と協

力して電子出版物を出版する場合は、その出版課程につき所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に報告して審査・認可を受け、かつ新聞出版署の認可を得た後、出版をすることができる。

新聞出版署は審査・認可文書を受取った日から45日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。

第35条 電子出版物の出版組織は電子出版物の出版発行前に北京図書館、中国版本図書館及び新聞出版署に無料で見本を提供しなければならない。

第4章 複製

第36条 新聞出版署は全国の電子出版物の複製組織の総数、構成、分布の計画を制定し、かつその実施を指導する。

第37条 電子出版物の複製組織を設立するには、次の条件を備えなければならない。

- 1、複製組織の名称、定款を有すること。
- 2、確定した業務範囲を有すること。
- 3、必要な資金及び設備を有すること。
- 4、固定の作業場所を有すること。
- 5、電子出版物の複製業務に通じて、かつ中級以上の専門資格をもつ専門要員が5名以上おり、またその中の2名以上が高級資格を有していなければならない。

電子出版物の複製組織の設立を審査・認可する場合は、前項に記する条件に合致するほかに、電子出版物の複製組織の総数、構成、配置に関する計画に符合しなければならない。

第38条 電子出版物の複製組織を設立するに当たり、設立者は所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない。省、自治区、直轄市の新聞出版局の審査・認可を得て、新聞出版署に審査認可を求める。

第39条 電子出版物の複製組織の設立を申請する場合は、次の文書、証書を提出しなければならない。

- 1、申請書。申請書には複製組織の名称、所在地、所有形式、資金の出所及び金額、複製組織の主要責任者又は法定代表者の氏名及び住所、複製組織の設立者の名称及び住所を明記しなければならない。
- 2、複製組織の定款。
- 3、複製組織の主要責任者又は法定代表人及び本規定第37条が定めるその他の要員の専門資格証明書及び身分証明書。
- 4、資金信用証明書。
- 5、作業場所の使用証明書。

第40条 新聞出版署は申請を受理した日から180日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ省、自治区、直轄市の新聞出版局が書面により設立者に通知する。認可しない場合は理由を説明しなければならない。

第41条 電子出版物の複製組織の設立申請が新聞出版署の認可を得た後、設立者は認可決定通知を受け取った日から60日以内に、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局で登記手

続きをし、「電子出版物複製経営許可証」を受領し、かつ所在地の公安機関で登記手続きをしなければならない。

電子出版物の複製組織は登記後、「電子出版物複製経営許可証」を持参して法により所在地の工商行政管理部門で営業許可証を受領する。

第 42 条 電子出版物の複製組織は名称、業務範囲、企業形態を変更、合併又は分轄する場合は、本規定第 38 条、第 39 条の規定に従い、改めて審査認可手続きを行わなければならない。

電子出版物の複製組織は所在地、主要責任者又は法定代表者を変更する場合は、設立者の審査認可を経て所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に変更登記を申請しなければならない。かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局が新聞出版署に届け出る。

第 43 条 電子出版物の複製組織の複製活動が終止する場合は、経営活動の終止日から 30 日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局で抹消登記手続きを行い、かつ新聞出版署に届出なければならない。

第 44 条 電子出版物の複製組織は複製の委託を受ける場合は、委託者に対してその主要責任者又は法定代表者が署名し捺印した「電子出版物複製委託書」と著作権者の許諾証明書を提出するように要求しなければならない。

電子出版物の複製組織は委託者と複製委託契約を締結しなければならない。

電子出版物の複製組織は電子出版物の複製を完成させた日から 1 年間以内は当該電子出版物の見本及び関係証明書類を保存しなければならない。

第 45 条 電子出版物の複製組織は電子出版物の出版組織でない組織又は個人の複製委託を受け電子出版物を複製してはならず、許諾を得ずに電子出版物、ソフト・ウェア、電子媒体非販売品などを複製してはならない。

第 46 条 電子出版物の出版組織は電子出版物の複製組織でない者に委託し電子出版物を複製させてはならない。

第 47 条 電子出版物の出版組織でない者は電子出版物の複製組織にソフト・ウェア、電子媒体非販売品の複製を委託する場合は、ソフト・ウェア著作権登記証明又は関係証明文書を持参して所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局で「電子出版物複製委託書」を取得しなければならない。

省、自治区、直轄市の新聞出版局は前項に記載する証明又は関係規定に基づき、「電子出版物複製委託書」を発行する。

第 48 条 電子出版物の複製組織は CD 類の電子出版物を複製する場合は、関係規定に従い、提供者識別コードを印しなければならない。

電子出版物の複製組織が使用する原材料及び複製した製品は、国の技術、品質基準及び規範要求に合致しなければならない。

第 49 条 電子出版物の複製組織は香港特別行政区、マカオ、台湾地区又は外国の顧客の電子出版物、ソフト・ウェア又は電子媒体非販売品の複製委託を受ける場合は、委託者に対して、内容資料を所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に送付し審査認可を求め、著作権

許可契約書を持参し、所在地の省、自治区、直轄市の著作権局で登記手続きをするように要求しなければならない。認可文書及び登記証書を取得した後、複製をすることができる。複製した電子出版物は見本を除いてすべて国外に輸出しなければならない。

第5章 輸入

第50条 新聞出版署は関係部門と合同で全国の電子出版物の輸入組織の総数、構成、分布に関する計画を制定する。

第51条 電子出版物の輸入組織を設立するには、次の条件を備えなければならない。

- 1、輸入組織の名称、定款を有すること。
- 2、新聞出版署が認定した設立者及び必要な上級主管部門を有すること。
- 3、確定した業務範囲を有すること。
- 4、必要な資金及び設備を有すること。
- 5、固定の作業場所を有すること。

6、業務範囲に必要な組織機構を有し、電子出版物の輸入業務に通じ、かつ中級以上の専門資格をもつ専門要員が8名以上おり、その中の3名以上が高級資格を有していなければならない。

電子出版物の輸入組織の設立を審査、認可する場合は、前項に記載する条件に符合するほかに、電子出版物の輸入組織の総数、構成、分布に関する計画に符合しなければならない。

第52条 電子出版物の輸入組織を設立するにあたり、設立者は所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない。省、自治区、直轄市の新聞出版局の審査、認可を得て、新聞出版署に審査、認可を求める。

第53条 電子出版物の輸入組織の設立を申請する場合は、次の文書、証書を提出しなければならない。

- 1、申請書。申請書には、輸入組織の名称、所在地、所有形式、資金の出所及び金額、輸入組織の主要責任者又は法定代表者の名称及び住所、輸入組織の上級主管部門、設立者の名称及び住所を明記しなければならない。
- 2、主管部門の認可証書。
- 3、輸入組織の定款。
- 4、輸入組織の主要責任者又は法定代表人及び本規定第51条が定めるその他の要員の専門資格証明書及び身分証明書。
- 5、資金信用証明書。
- 6、作業場所の使用証明書。

第54条 新聞出版署は申請を受理した日から180日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局が書面により設立者に通知する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第55条 電子出版物の輸入組織の設立申請が新聞出版署の審査認可を得た後、設立者は「中華人民共和国対外貿易法」の規定に基づき対外貿易経済合作行政管理部門で輸出入業務許可手続を行わなければならない。許可証書を取得した日から60日以内に当該許可証を持参して所在地の工商行政管理部門で法により営業許可証を受領する。

第 56 条 電子出版物の輸入組織は名称、業務範囲、所有形式、設立者、主管部門を変更、或いは合併又は分割する場合は、本規定第 52 条、第 53 条、第 55 条の規定に従い改めて審査認可の手続きを行わなければならない。

電子出版物の輸入組織は所在地、主要責任者又は法定代表者を変更する場合は、原審査許可機関で変更登記の手続きを行わなければならない。

第 57 条 電子出版物の輸入組織の輸入活動が終止する場合は、経営活動の終止日から 30 日以内に原審査許可機関で抹消登記の手続きを行わなければならない。

第 58 条 電子出版物の輸入組織は電子出版物の製品を輸入する場合は、内容資料を省、自治区、直轄市の新聞出版局に送付し審査認可を求め、かつ新聞出版署の審査認可を受けなければならない。認可を得た後、輸入することができる。

新聞出版署は審査認可の書類を受け取った日から 45 日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。

第 59 条 輸入される電子出版物の製品は、その包装に新聞出版署が確認した専用標識を貼付した後、発行することができる。

第 60 条 研究、教育の参考に供する電子出版物は、営利性複製又は発行をしてはならない。

第 6 章 発行

第 61 条 新聞出版署は全国の電子出版物の卸売組織の総数、構成、分布に関する計画を制定しかつ実施を指導する。

省、自治区、直轄市の新聞出版局は本行政区域内における電子出版物の卸売、小売及び貸借組織の総数、構成、分布に関する計画を制定し、かつ実施を指導する。

第 62 条 電子出版物の発行業務に従事する申請書を提出するには、次の条件を備えなければならない。

- 1、営業組織の名称、定款を有すること。
- 2、確定した業務範囲を有すること。
- 3、必要な資金及び設備を有すること。
- 4、固定の作業場所を有すること。
- 5、電子出版物の関係業務に通じる技術者及び管理者を有すること。

電子出版物の発行業務に従事する組織を審査認可する場合は、前項に記載する条件に符合するほかに、電子出版物の発行組織の総数、構成、分布に関する計画に符合しなければならない。

外資企業、中外合弁企業、中外合作企業は電子出版物の卸売総店及び卸売に従事してはならない。

第 63 条 電子出版物の卸売総店業務を申請する場合は、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない。省、自治区、直轄市の新聞出版局の審査、認可を得て、新聞出版署に審査認可を求める。

電子出版物の卸売業務をを申請する場合は、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に

審査認可を求めなければならない。かつ省、自治区、直轄市の新聞出版局が新聞出版署に届出をする。

電子出版物のチェーン店又は卸売市場の設立を申請する場合は、前項の規定に従い審査認可の手続を行わなければならない。

電子出版物の小売及び賃貸借業務を申請する場合は、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局又は地区、市の出版行政管理部門の審査認可を受けなければならない。

第 64 条 電子出版物の発行業務を申請する場合には、次の文書、証書を提供しなければならない。

1、申請書。申請書には申請組織の名称、所在地、企業形態、資金の出所及び金額を明記しなければならない。

2、経営組織の定款。

3、本規定第 62 条に定める技術者、管理者の専門資格証明書及び身分証明書。

4、資金信用証明書。

5、営業場所の使用証明書。

第 65 条 新聞出版署は電子出版物の卸売総店業務に関する申請書を受理した日から 180 日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局が書面により設立者に通知する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

省、自治区、直轄市の新聞出版局又は地区、市の出版行政管理部門は電子出版物の発行業務に関する申請書を受け取った日から 60 日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ書面により申請者に通知する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第 66 条 電子出版物の発行業務に関する申請は、申請者が出版行政管理部門の認可を得て、かつ「電子出版物発行経営許可証」を取得した後、30 日以内に「電子出版物発行経営許可証」を持参して所在地の工商行政管理部門で法により営業許可証を受領しなければならない。

第 67 条 電子出版物の発行組織は名称、経営範囲を変更する場合は、本規定第 63 条、第 64 条の規定に従い改めて審査認可の手続を行わなければならない。

電子出版物の発行組織は所在地、主要責任者又は法定代表者を変更する場合は、原許可証の発行機関に変更登記を申請しなければならない。

第 68 条 電子出版物の発行組織の経営活動が終止する場合は、経営活動の終止日から 30 日以内に元の許可証の発行機関で抹消登記手続きを行わなければならない。電子出版物の御売組織は抹消登記後、新聞出版署に届出をしなければならない。

第 69 条 電子出版物の出版組織は本組織の出版した電子出版物を卸売することができる。

第 70 条 電子出版物の複製組織は直接又は間接に電子出版物の発行業務に従事してはならない。

第 71 条 電子出版物の発行組織は必ず電子出版物の出版、輸入、卸売総店、卸売組織から

電子出版物を仕入れなければならない。

電子出版物の出版、輸入、卸売総店、卸売組織は電子出版物を卸売する場合は、注文者に出荷証票を提供しなければならない。出荷者及び注文者は、出荷又は仕入れが発生した日から1年間以内に出荷又は注文証票及び電子出版物の目録を保存しなければならない。

第72条 次の情状の一つに該当する電子出版物を発行し寄贈してはならない。

- 1、本規定第6条、第7条に定める禁止内容を有するもの。
- 2、国の認可を得ずに出版されたもの。
- 3、国の認可を得ずに輸入されたもの。
- 4、出版組織又はシリーズ出版物の名称を偽造し盗用したもの。
- 5、他人の著作権を侵害したもの。
- 6、中国基準順序番号、週刊統一番号及びコードを有していないもの。
- 7、CDに提供者の識別コードが付いていないもの。
- 8、中学校、小学校の教科書で法により審査認定を受けていないもの。

第73条 国際又は全国規模の電子出版物の展示会、販売会を開催する場合は、組織者は所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない。省、自治区、直轄市の新聞出版局の審査、同意を経て、かつ新聞出版署の認可を得た後、開催することができる。新聞出版署は申請書を受理した日から60日以内に認可または不認可の決定を下さなければならない。

ある地域における規模の電子出版物の展示会、販売会を開催する場合は、組織者は所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版局に申請書を提出しなければならない。認可を得た後、開催することができる。省、自治区、直轄市の新聞出版局は申請書を受理した日から45日以内に、認可又は不認可の決定を下さなければならない。

第7章 罰則

第74条 認可を得ずに電子出版物の出版、複製、輸入組織を設立し、又は電子出版物の出版、複製、輸入、発行業務に従事した場合は、取り締まりを命じ、電子出版物及び不法活動に従事する主要な専用工具、設備及び違法所得を没収し、かつ違法所得の2倍以上10倍以下の料金を科する。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第75条 電子出版物の製作、出版、複製、輸入、発行業務に従事して、以下に記載する行為の一つに該当する場合は、電子出版物と違法所得を没収し、かつ違法所得の3倍以上10倍以下の料金を科する。情状が深刻な場合は、登記を取消し又は営業を停止、整顿し、許可証を取消す。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

- 1、本規定第6条、第7条に定める禁止内容を有する電子出版物を製作、出版し又は輸入すること。
- 2、他人が本規定第6条、第7条に定める禁止内容を有する電子出版物を出版する者であることを知りながら、当該他人に本出版組織の名称、中国基準順序番号、週刊統一番号及びコードを売却、賃貸借或いはその他の形式により譲渡すること。
- 3、出版組織又はシリーズ出版物の名称を偽造し盗用して本規定第6条、第7条に定める禁止内容を有する電子出版物を出版すること。
- 4、本規定第6条、第7条に定める禁止内容を有する電子出版物であることを知りながら、複製、発行、寄贈をすること。

第76条 他人の著作権を侵害する電子出版物であることを知りながら、出版、複製、発行、寄贈などを行った場合は、電子出版物と違法所得を没収し、かつ違法所得の3倍以上10倍以下の料金を科する。情状が深刻な場合は営業停止を命じ或いは許可証を取消す。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追及する。

第77条 電子出版物の出版組織が本出版組織の名称、中国基準順序番号、週刊統一番号及びコードを売却、賃貸借或いはその他の形式により譲渡した場合は、違法所得を没収し、かつ違法所得の2倍以上5倍以下の料金を科する。情状が深刻な場合は営業停止を命じ、或いは許可証を取消す。

第78条 出版組織又はシリーズ出版物の名称を偽造し盗用して電子出版物を出版した場合は、取り締まりを命じ、電子出版物と違法所得を没収し、かつ違法所得の3倍以上5倍以下の料金を科する。その他の出版組織の合法的権益を侵害した場合は、法により民事責任を負う。

第79条 本規定に違反し次の行為の一つに該当する場合は、電子出版物と違法所得を没収し、かつ違法所得の2倍以上5倍以下の料金を科する。情状が深刻な場合は、営業停止を命じ、或いは許可証を取消す。

- 1、電子出版物の出版組織が認可を得ずに外国の電子出版物を出版すること。
- 2、電子出版物の出版組織が認可を得ずに外国の組織と協力して電子出版物を出版すること。
- 3、電子出版物の製作、出版組織が認可を得ずに直接又は間接に外国の顧客の委託を受けて電子出版物を製作すること。
- 4、認可を得ずに、営利を目的として電子出版物を輸入すること。
- 5、電子出版物の輸入組織でない者が輸入した電子出版物を発行し寄贈すること。
- 6、法により審査認定を受けていない中学校、小学校の教科書類別の電子出版物を発行し寄贈すること。

第80条 本規定に違反し次の行為の一つに該当する場合は、警告を与え、電子出版物と違法所得を没収し、かつ3万元以下の料金を科することができる。情状が深刻な場合は営業停止を命じる。

- 1、電子出版物の出版組織が、中国基準順序番号、週刊統一番号及びコードを使用する場合、規定に従わなかったこと。
- 2、電子出版物の複製組織が合法の手続きをせずに電子出版物、ソフト・ウェア、電子媒体非販売品などを複製すること。
- 3、国の認可を受けていない、又は専用の中国基準順序番号、週刊統一番号及びコードを有していない電子出版物を発行し寄贈すること。
- 4、提供者識別コードを有していないCD類の電子出版物を発行し寄贈すること。

第81条 本規定に違反し次の行為の一つに該当する場合は、違法所得を没収し、かつ3万元以下の料金を科することができる。

- 1、出版行政管理部門が確定した経営範囲を超えて電子出版物の経営活動に従事すること。
- 2、電子出版物の発行組織が電子出版物の出版、輸入、卸売総店、卸売などの組織から出版物を仕入れ、或いは出荷、注文などに応じた場合の証票及び目録を取得していないこと。

第 82 条 本規定に違反し次の行為に該当する場合は、以下の規定に基づき処罰する。

1、電子出版物の出版組織の出版計画が国家安全、社会的安定などの重大課程にかかわる場合に、出版行政管理部門に届出をしていなかった場合は、「図書、週刊誌、音楽録画製品、電子出版物の重大課題届出規則」の関係規定に基づき処罰する。

2、経営場所に経営許可証を公示していない場合は、警告を与え、50 元以上 500 元以下の料金を科することができる。

3、電子出版物の出版、複製、輸入、発行などの組織が登記事項を変更し或いは経営活動を終了する場合に、規定により変更又は抹消登記手続をしなかった場合は、警告を与え、50 元以上 500 元以下の料金を科する。

4、電子出版物の出版組織が規定により電子出版物の見本を送付しなかった場合は、警告を与え、かつ 500 元以上 5000 元以下の料金を科することができる。

5、経営許可証を貸し出し、賃貸借し又は改竄した場合は、違法所得を没収し、かつ 1000 元以上 10000 元以下の料金を科することができる。情状が深刻な場合は、営業停止を命じ或いは許可証を取消す。

6、認可を得ずに或いは出版行政管理部門の認可事項に従わずに電子出版物の展示会、販売会を開催した場合は、違法所得を没収し、かつ 1000 元以上 30000 元以下の料金を科する。

第 83 条 本規定に要求される提出すべき文書、証書が虚偽なものである場合は、元認可登記証書を取消す。

第 84 条 出版行政管理部門は電子出版物の違法経営活動を検査し処罰する場合は、次の職権を行使することができる。

1、関係当事者に訊問すること。

2、違法活動と関係する物品を検査し、必要な時は法により封じるように命じること。

3、違法活動と関係する行為を調査し、関係物質証拠と書面証言証拠を収集し取得すること。

4、違法活動と関係する契約書、帳簿など業務資料を取調べ複写すること。

検査要員は当事者に証書を呈示しなければならず、関係当事者は協力をし、拒絶をしてはならない。

第 85 条 当事者は行政処罰決定に不服がある場合は、「行政不服再審条例」の規定に基づき再審を申し立てることができる。再審決定に不服がある場合は「中華人民共和国行政訴訟法」の規定に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。当事者が期限を過ぎても再審を申し立てず、人民法院に訴訟を提起せず、又処罰決定を履行しない場合は、処罰決定を下した機関は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 86 条 電子出版物行政管理部門の職員が職権を乱用し、職務をおそろかにし、私利をむさぼり汚職をはたらき、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していない場合は、法により行政処分を与える。

第 8 章 付則

第 87 条 電子出版物の出版、複製、輸入、発行などの組織は本規定の施行日から 2 年ごとに、審査認可登記の手続きを行わなければならない。

審査認可のために許可証を更新する場合は、その証書印刷料の徴収基準は、省、自治区、

直轄市の新聞出版局が当地の物価管理部門に報告した上で定める。

第 88 条 本規定は新聞出版署が解釈に責任を負う。

第 89 条 本規定は 1998 年 1 月 1 日から施行する。「電子出版物管理暫定規則」（新聞出版署令第 6 号）は同時に廃止とする。その他の電子出版物に関する管理規定が本規定と抵触する場合は、本規定を基準とする。